

〈研究ノート〉

## 「征 韓」

—— 言語 と 認識 ——

青 山 忠 正

### 1. 「征韓」という言葉

日本列島と韓半島との関わりは、古代以来の長い歴史的背景を持つが、近代における両者の関係は、直接には19世紀半ばからスタートすると見てよいだろう。その場合、日本から当時の李氏朝鮮王国に対する関わり方を示すキーワードに、「征韓」という言葉がある。

現代から振り返ったとき、この言葉は、様々に解釈される場合がある。たとえば、1910年「韓国併合」に帰結する日本側の「帝国主義的侵略」ないし「帝国主義的植民地化」の原初的な形態を示すものと理解されることも多いようである。しかし、19世紀半ばの日本側動向が、必ずしも直線的に20世紀初頭の関係にまで行き着くとも考えにくいように思う。むしろ19世紀半ばの「征韓」には、近代的な意味というより、前近代以来の東アジア言語としての本来的な意味が込められていたと見るべきではなからうか。

このような問いかけを行ってみることの有効性は、どこにあるのか。それを本稿では、言葉の意味を、言語とそれが持つ認識の枠組みという問題を踏まえて考え直してみたいという点に置いている。いまだ一般に共通理解となっているとは言えないが、19世紀東アジアについては、〈言語が重層する〉というとらえ方ができるだろう。言語は、それ自体が認識の枠組みを規定するが、19世紀の東アジアでは、西ヨーロッパの認識枠組みが東アジアのそれを圧倒して行った。その結果、東アジアにとって近代化とは、西欧化を意味することになったが、それは、古代以来歴史的に存在する東アジア言語（文字としては漢字）の上に、西ヨーロッパ言語（主に English）が重なり、とくに20世紀以降、前者が後者に覆い尽くされる過程でもある。

現代に生きる人間は、近代以降に成立した枠組みで前近代を解釈しがちだが、その

際、意識せずに誤解に陥る場合がある。日本において「征韓」が唱えられるのは、〈言語が重層する〉過程が開始される頃だが、その時点での「征韓」にも、近代語として〈直訳〉できない意味があるのではないだろうか。本稿では、以上のような関心に立って、若干の試論を展開してみることにしたい。

## 2. 「海内」と「海外」

### (1) 中華帝国体制

東アジア諸国と西ヨーロッパ諸国との間に、資本制生産関係を基礎に置く市場関係として、構造的な関わりが成立するようになるのは、18世紀後半から19世紀にかけてのことだが、それ以前の東アジア地域においては古代以来、大陸王朝を中心とする固有の国家間秩序が存在した。それは、主権国家同士の相互平等を建前とする近代西ヨーロッパ的な国際関係とは異質な秩序であった。

その秩序を前提にして、朝鮮半島と日本列島 — 正確には、そこを領域とする民族ないし諸国 — の歴史的関わりは、おそらく有史以前からあったと思われる。地政学的に見ても半島は、大陸王朝文化が対馬を経由しつつ列島西南部に流入する経路にあたっていたと位置付けられよう。そこには、必然的に深い交流の関係が成立していたと思われる。

こうした歴史的経過のなかで、近代以降の日韓関係の前提として設定できるのは、16～17世紀の段階である。その時期は、大陸王朝が明から清に交代するころであり、明王朝時代に体制的に整った東アジア国家間の秩序は、清王朝時代に継承される。

その体制は、基本的には儒教を基盤とした華夷秩序の体制といえよう。すなわち中華皇帝を中心にした冊封体制であり、中華帝国（大陸王朝）と周辺諸国との間には、同心円的な距離の遠近と、それに伴う上下の階層的秩序がリンクした構造が形成された。つまり、帝国から遠ざかれば遠ざかるほど、「夷」の度合いが増して、「華」から見たランクが下降するのであるが、「夷」はそのランク付けを受け入れながら、中華皇帝に臣礼をとるのである。

そのなかであって大陸王朝の領土に隣接する韓半島の李氏朝鮮王朝は、とくに17世紀前半の清王朝（漢民族以外の王朝）の成立以後、自己認識としての「小華」観に立ち、異民族の王朝である清王朝に優越する観念を持っていたが、現実には清朝皇帝から「藩王」に封ぜられて、その冊封体制の下に置かれた。

「藩王国」は宗主国に朝貢し、これに服属する存在だが、国内統治に関しては「自

主独立」であり、一般に宗主国からの制約をこうむるわけではない。ただし他の諸国との交渉を独自に決定する権限、すなわち「外交」権を持たない。それは、冊封体制の下では中華皇帝のみが行うべきこととされた。「藩王国」であることの具体的な現れは、他の諸国との関係性において、この点に見いだされる。

現実に1832年、イギリス商船が朝鮮に交易を求めて来航した際、朝鮮政府は、「揆るに藩国の事例を以てせば、当さに私交すべからざる有り」と回答して、その要求を謝絶したという。そこに見えるのは、まさしく「藩臣、外交の儀なし」という論理である<sup>1)</sup>。

その一方で朝鮮は日本との間に、17世紀以降、定期的交渉を持っていたが、その関係は朝鮮側からは、「交隣」と呼ばれた。それは朝鮮王と日本の征夷大将軍とを相互対等に位置付けた関係であり<sup>2)</sup>、言わば「藩王国」同士の交際に近いものと認識されていたと思われる。これに対して日本側ではその関係を、とくに19世紀以降は「通信」（日本王朝から朝鮮王国に対する交際許可）と位置付けるようになった。のちにも触れるように慶応4年（1868）以降、日本の「王政復古」政府が朝鮮に対し、皇帝としての立場から「国交」樹立を求めた際に、問題が生じるのは、以上の点で、朝鮮側との間に大きな認識のズレが生じていたためである。

## (2) 日本の自立王朝

東アジアでは、上に見たような国家間秩序——これを〈中華帝国体制〉と呼んでおく——が歴史的普遍性を持っていた。その関係は日本内部では、どう適用されるだろうか。日本の場合、7世紀に隋王朝の皇帝にあて対等の関係を宣言する国書を送って以来、歴史的には中華帝国から自立したものと観念されていた。その間の実体的な過程は措くとして、17世紀前半、明から清に大陸王朝が交代し（「華夷変態」）、また徳川征夷大将軍制が成立して以降は、現実にも大陸王朝から完全自立したものと見てよいだろう。

その自立の仕方は、大陸の中華王朝に本来の発生源を持つ華夷秩序観を、日本的に組み替え、列島領域内を主な対象として適用したものと見える。つまり、〈皇帝〉にあたる存在が天皇であり、その〈藩王〉にあたるのが諸大名である。大名は武職を担

1) 糟谷憲一「近代的外交体制の創出」（荒野泰典ほか編『アジアのなかの日本史2 外交と戦争』東京大学出版会 1992）231頁、参照。

2) 荒野泰典「近世の日朝関係」（歴史学研究会編『日朝関係史を考える』青木書店 1989）112頁、参照。

う武家（武士身分）でもあるが、それら大名と天皇との間に介在して武家を統率する職が征夷大將軍であり、それを徳川家が家職として世襲する体制が整った。

さらに列島領域外に対して征夷大將軍は、対馬宗家を介して李氏朝鮮王国と、また薩摩島津家を介して尚氏琉球王国（清朝の藩王国でもある）と交渉を持つようになった。その関係は、19世紀に入った段階で日本側からは、朝鮮・琉球に「通信」を認めたものとして定式化されるようになった。またそれに応じて、清・オランダとの関係も、「通商」（長崎での限定された管理交易）を許可したものと認識された。むろん朝鮮・琉球・清・オランダ側から見た認識は、それとはおのずから別である。

このような諸国との関係が形成される基底には、日本における王権のありかたが関わるだろう。その点について、補足的に言及しておけば、その特徴は次のようにとらえられよう。世界的に見て一般に王権は、人間世界を超越した論理に支配の正統性を求めるが、儒教の論理で言えば、中華皇帝は、その正統性を〈天〉から付与される。従って天命が革まると王朝が交代するのであり、これを「革命」という。これに対し、日本版皇帝は、その正統性を〈天津日嗣〉（天照皇大神の子孫）であることに求めていた。それは、血統によって担保されるものであるから、「革命」はないが、そのかわりに「万世一系」であることが絶対の必要条件とされる。いずれにせよ、列島領域を支配する王朝にとって、この正統性調達の論理が確定しない限り、中華帝国体制からの自立は達成できないのであり、その論理が確定する契機は、大陸に異民族王朝が成立した「華夷変態」と連動するものとして、17世紀にあったと考えられる。さらに言えば、このような正統性観念は、18世紀末以降、西ヨーロッパ諸国の接触が頻繁になるにつれて、それらへの対抗の意味を込めてますます強化されるようになる。

### (3) 「海内」と「海外」

日本にとって、中華帝国体制からの自立が達成されると、その時点で東アジアは、そこに存在する諸王朝との間にみずからの支配が及ぶ形で関係が取り結ばれるべき領域として観念される。すなわち、日本王朝は中華王朝として、その徳化を四海に遍く及ぼすべきものとされた。19世紀以前、列島内部で用いられていた「海内」という言葉は、このような意味での領域観念を示すものであろう。それは地理的に言えば、「東海」つまり現代で言う「日本海」を東アジアの内海に位置付け、その周辺を包含する領域にあたると思われる。その領域は、日本王朝の徳化の及ぶ「海内」の領域とされたのである。

実際に徳川將軍家にせよ、明治初期の政府にせよ、国家レベルの政令を布告するよ

うな場合、その対象領域を表示する言葉は一般に「海内」であった。それらの政令が現実に列島領域外の東アジアで施行されるわけではないが、本州北端から九州南端までの領域は、この「海内」という言葉によって包括的に示されていた。付言しておけば、日本国内や日本全国という言葉が、それにとってかわるのは近代になってからのことである。

逆に、このような意味での東アジア領域の外界を示す言葉が「海外」である。列島から見て日本海や東シナ海の向こうは、地理的・物理的には海を越えるが、19世紀以前の認識からすれば、繰り返すまでもなく「海外」にはあたらない。これらの地域を「海外」と見る認識が定着するのは、近代的な意味での国境観念が確立してから後であり、19世紀まで、韓半島及び大陸との関係については、とくに境目を意識しない感覚が一般的であったろう。したがって、その領域内にある諸国は「外国」ではなく、呼ぶとすれば海内諸国である。「海内」の外にある存在としての「外国」は、日本王朝の徳化の及ばぬ「海外夷狄」として認識される。この意味で、現代で一般に用いられる外国の観念を、19世紀以前の日本と東アジアや西ヨーロッパ諸国との関係に、そのままあてはめてとらえることはできまい。

### 3. 文字とその意味

上に述べたような「海内」と「海外」という概念が、「征韓」と、どのように関わるのか。それを論ずる前に、文字ないし言葉の意味について、前提に当たる問題をもう少し考察しておきたい。その場合、ひとつのポイントになるのは、言語が漢字で表記されることである。表意文字としての漢字は、1字が意味を持ち、さらに漢字文化圏では地域と時代を超えて互換性がある。ただし、完全に互換されるわけではなく、ズレが生じることも多い。文字で意味が通じるだけに、双方の認識の相違によってかえって誤解を生じるケースもあろう。「征韓」といった言葉を考えるうえでは、こうした点に留意する必要がある。関連する言葉のいくつかについて、検討してみよう。

(1) まず「征伐」とは、何を意味するだろうか。それは、皇帝の命令(勅)を受けて、将軍が領域外の「夷狄」、または領域内の「賊」を武力で制圧し、皇帝の支配に服従させることと考えられる。言うまでもなく、近代的な意味での国家間の〈戦争〉と同じではない。また、征伐の場合、対象の「夷狄」や「賊」を滅亡させる必要はなく、服従させることが目的だから、その意味では、相手を滅ぼす「合戦」とも異なる。

「合戦」は、「敵国」同士の戦いを指すものだが、勅を受けていないという点から見れば私戦にあたり、また「敵国」とは、対等（匹敵する）の相手のことである。ちなみに「天下無敵」とは、文字通り匹敵する相手がいないことを言ったものであろう。

19世紀までの日本語の用例を見た場合、こうした点の使い分けは厳密（あるいは常識）だったようだ。例えば、源頼朝が12世紀末に、奥州平泉の藤原氏を滅ぼしたケースは、「奥州合戦」と呼ばれるし、あるいは16世紀の「川中島の合戦」（越後上杉氏と甲斐武田氏）、「桶狭間の合戦」（尾張織田氏と駿河今川氏）は、武家同士の戦いである。これに対し、秀吉の「小田原征伐」（後北条氏に対する）や徳川将軍による「長州征伐」は、まつろわぬ者を勅に基づいて討つ行動である。

(2) 次に19世紀半ばに、「征韓」が論ぜられる場合、「征朝」と言わないのはなぜだろうか。おそらく「朝鮮」は、中華帝国から「藩王国」に封ぜられた際の王国名だからではなかろうか。これに対し、征韓論の場合の「韓」は、〈韓半島〉という地域としての概念が中心であり、王朝ないし王国といった、秩序を持つ組織体としての観念は希薄であるように思われる。

ちなみに、7世紀以降19世紀に至るまで日本側で、大陸王朝国家を指して「中国」と呼ぶケースも、用例としては確認できない。すなわち、自立王朝としての日本から見れば、「中国」はあくまでも本朝のみが該当するものだから、大陸の王朝国家は海内諸国の一つである。したがって、呼ぶとすれば、その時点での王朝名（明・清など）か、あるいは一般的な地域概念としての「支那」または「唐土」・「漢土」という言葉が用いられる。海内における王朝は、本来的にただひとつ我が王朝である、という観念は列島内部において19世紀初頭までに定着していたと見るべきだろう。

以上の(1)・(2)の点を踏まえて考えた場合、「征韓」とは、日本王朝が海内において、韓半島地域を制圧下に置き、そこに居住する民族集団を服従させることを観念的な内容としていた言葉と思われる。

(3) さらに、西ヨーロッパ諸国（海外夷狄）との関係を含めた外交権の行使という問題について、「攘夷」を軸にして、補足的ながら言及しておきたい。基本的な事項を確認しておけば、日本は海外夷狄に対して「攘夷」を実行することができる。それは、繰り返すまでもなく日本王朝が中華帝国から自立した王朝であり、固有の「外交」権を持つからである。すなわち、天皇は将軍に対して「攘夷」勅諭を下すこと（文久2年〈1862〉11月）ができるし、その事実上の取り消しとして「対外和親」の詔（慶応4年〈1868〉正月）を発することもできる。ただし、それを命ずる主体は、あくまでも天皇であり、臣下としての将軍は、みずから完全な外交主権者として海外

夷狄に対処することはできない。それはちょうど、中華皇帝の下で「藩臣、外交の儀なし」とされることと同じ論理である。徳川将軍家が安政5年(1858)、日米修好通商条約の調印に際し、勅許を必要としたのは、上述の論理から言えば必然的でもある。

ところが朝鮮王国は、清王朝の「藩王国」であり、先に触れたように「外交」権を持たないから、中華皇帝からの勅命がない限り、西ヨーロッパ側の論理による貿易を開始することができないのはいうまでもなく、みずからの判断で「攘夷」を実行することもできない。実行されるとすれば、それはあくまでも「奉勅攘夷」として行われるはずのものである。むしろ「藩王国」にしても、侵入する外夷を打ち払うことはできるが、それは一時的な局面での外夷撃退であり、外交政策上の判断としての「攘夷」とは異なる行動である。具体的な例として、朝鮮にとって外夷撃退とは、江華島に侵入したフランス軍やアメリカ軍との戦いが、それにあたるが、それらが「攘夷」戦争ではなく、「丙寅洋擾」(1866)・「辛未洋擾」(1871)のように、「洋擾」と呼ばれる理由もそこにある。また、日本側から見れば、こうした意味で朝鮮王国が自立性を持たない(と認識された)ことは、海外夷狄に対して脆弱ぶりを示すという評価につながるものでもあった。

(4) ついで、「外交」という言葉に触れておけば、それは海外夷狄との交渉そのものを指すことになろう。日本の場合、古代太政官制(二官八省制)において、その交渉を恒常的に担当する官制は設置されていない。つまり、近代の外務省に直接相当する官制は存在しないのだが、それは中華王朝としての自意識から見れば、当然そうなるはずのものである。17世紀以降において、それは征夷大將軍が管掌すべき事項となっていた。その徳川将軍家が海外夷狄との交渉を担当する部局として、外国奉行の職を設置するのは、日米修好通商条約調印の直後、安政5年(1858)7月のことである。それを引き継ぐ「王政復古」政府は慶応4年(1868)当初から外国事務局を設置し、ついで閏4月外国官、明治2年(1869)7月からは外務省に至る。その過程を敷衍してとらえれば、海内・海外の区別を解消して、日本と、それに対置されるべき諸国として一般化された外国という観念が、制度上において表現されていく状況を示すといえるだろう。

いっぽう李氏朝鮮王国の官制について見れば、王の下に三政丞(領議政・左議政・右議政)・六曹(吏曹・戸曹・礼曹・兵曹・刑曹・工曹)それぞれの長官・次官・三等官にあたる職が、判書・参判・参議)を持つが<sup>3)</sup>、17世紀以降に清王朝あるいは

3) 姜在彦『増補新訂 朝鮮近代史』(平凡社 1998) 48頁。

「東夷」の將軍（直接には対馬宗氏）との交渉を担当するのは礼曹である。東アジアにおいて、人と人との交わりから、さらに進んで王朝同士の交渉は「礼」として観念されていた。そこで慣例として積み重ねられてきた定式を踏まないことは、文字通り「無礼」にあたるのである。明治元年（1868）12月、「王政復古」政府が朝鮮王国にあてた書契において、宗主国の皇帝が用いるべき「皇」・「勅」の文字を使うことは、朝鮮側から見れば「交隣」の関係を一方的に破棄した「無礼」にはかならない。

#### 4. 19世紀日本の「征韓」唱導

19世紀半ばになると、日本では佐藤信淵や吉田松陰らの自民族優越主義を鼓吹するイデオログ、あるいは橋本左内・平野国臣らの政治活動家などによって、列島領域外部に向け、武力動員を含む働きかけを行うべきことが広く唱導されるようになった。その地域的な対象として念頭に置かれているのは、韓半島及び「満州」である。その動きは、明治初年以降の日本側の動向に継承されていった。

その武力動員の観念的な根拠を、これまで述べた内容を踏まえて整理すれば、次のように言えよう。すなわち「王政復古」によって徳川將軍を廃止し、本来の王朝体制を改めて確認した日本は、さらに進んで「海内」を確実な勢力圏下に置かねばならない。そうしないと「海外夷狄」の脅威に対して、「海内」全体の危機を生ずるのであり、日本国家自体の存立も危うくなる、と。

こうした観念は日本内部で、とくに武士身分（明治2年6月、版籍奉還以降は「士族」）の間で広く受け入れられていた。彼らは自意識において「国家の干城」であり、先に見たような海内における日本王朝の覇権を、17世紀以来達成させてきた存在は自分たちであると位置付けてきた。その士族にとって、海外夷狄を外国一般に解消して行く王政復古政府の「対外和親」政策は、自身の存在意義の否定につらなるものであった。

この点を踏まえて、日本政府の東アジアに向けた政策は、士族の存在意義を確認しながら、彼らから政府に対する批判の名分を奪うという側面を持つことになった。明治初期日本の対東アジア政策に、つねに武力動員の要素がつきまとう所以も、その点に求められよう。

いずれにせよその場合、日本が勢力圏下に置くべき対象地域は「海内」であり、韓半島に限られるわけではない。列島から地理的にも近く、言語が共通する琉球諸島も、そこに含まれるのであり、具体的行動日程にのぼるのは琉球に対する処置の方が



早い。

日本政府は、まず明治5年(1872)尚氏中山王朝を廃止して琉球藩を設置した。つまり、琉球を天皇の藩国に位置付け直したのである。こうした日本側動向が、琉球を藩王国としていた清国との間に軋轢を生むのは必然である。日本が明治7年(1874)に実施した「征台」、台湾出兵も、清国と琉球との間の宗属関係を断ち切ることを一つの目的としたものであった。この台湾出兵に至る経過は複雑だが、もともとは台湾に漂着した琉球島民が、現地住民に殺害されたことをきっかけに、清国に対して琉球・台湾支配の責任を問うことを名分としていた。出兵後の交渉の結果、日本は清に台湾が「化外」の地であり、また琉球も日本に属する領域であることを認めさせる形になった。ついで明治12年(1879)日本は琉球に派兵して「廃藩」を強行し、沖縄県を設置した。これが、いわゆる「琉球処分」である。しかし琉球をめぐる日本と清の領土権争いに、最終的な決着をつけるには、日清戦争(1894~95)を待たねばならなかった。

琉球は清国本土から遠く離れた島であり、その点から見る限り、琉球に対する領土権をめぐる日本と清国との紛争は、あくまでも相対的にだが、穏やかだったとも言える。しかし、韓半島朝鮮王国は、清王朝に地理的にも隣接する地域であり、日本がこの地域を清王朝の宗属関係から切り離して服属させるには、朝鮮・清ともに大きな抵抗があった。日本政府は明治4年(1871)7月廃藩置県にともなって、対馬宗家から朝鮮との交渉権を最終的に剝奪し、外務省に移管させた。この日本外務省のもてで、明治元年末以来の対朝鮮政策の行きづまりを打開することがめざされる。

その過程で発生したのが、明治8年(1875)9月江華島事件であった。それは、周知のように日本軍艦雲揚が江華島近海で挑発行動を取り、江華島砲台と交戦したうえ、近くの永宗島に上陸して大砲等を略奪した事件だが、必ずしも日本政府上層部で綿密に計画されていたものではないようである。しかし、長期的な視点で見た場合、何らかの形で朝鮮へ向けた武力行使を伴う外交折衝の開始、すなわち広い意味での「征韓」が実行されるのは、時間の問題だったと思われる。

江華島事件の発生を受けて日本政府は、翌明治9年(1876)2月、軍艦を派遣したうえで威圧に基づいて朝鮮王国との間に江華条約(日朝修好条規)を締結した。この条約において朝鮮は「自主独立の国」と規定され、日本側では、これによって清王朝から朝鮮を切り離し、日本側の勢力圏下に組み入れたものという解釈が一般に行われたと見られる。とくに、士族において、その傾向は著しい。実際にこれ以降、廃刀令(3月)をはじめとする政府の士族特権解消政策に反発して、神風連の乱(熊本

県)・萩の乱(山口県)・秋月の乱(福岡県)など、士族反乱が相次いだ。そこでも「征韓」は、すでに政府攻撃の名分になっていない。つまり、江華条約の締結は、「征韓」の実現として受け止められていたと考えられる。なお、言うまでもなく、それはあくまでも日本側の認識であり、朝鮮・清国側の認識と同じではない。

以上のように見た場合、「征韓」という言葉で示される日本側動向は、19世紀東アジアの認識枠組みに沿って行われたものであったと言えるだろう。その枠組みは江華条約締結の後、日本政府の内部において、首脳部の世代交替にもなって変化する。すなわち、明治14年(1881)政変が、それにあたる。この政変によって、1835年以降に生まれた世代が政府の実権を掌握するが、伊藤博文らを代表とする彼らは、すでに若年のうちから欧米滞在経験を積み、近代西ヨーロッパ的な認識枠組みをみずからの内部に取り込んでいた。壬午事変(明治15年)ついで甲申事変(明治17年)を経て、日清開戦に至る動向は、19世紀以前からの「征韓」の論理に、資本制生産関係のもとでの市場拡大の論理を接合させた、重層的な論理構造を以て展開されるであろう。